

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部

基本方針

令和3年4月27日改定

国の基本的対処方針に基づき、感染拡大の防止と社会経済活動維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体へ定着を図るとともに、必要に応じて、外出の自粛、催物（イベント）の開催制限、感染拡大防止への継続的な取り組みをお願いします。

1 市民への呼びかけについて

感染拡大を長期的に防ぐため、「新しい生活様式」の定着が図れるよう次のことを呼びかける。

- (1) 全ての市民の皆さんには、一人ひとりの基本的な感染防止対策として、感染防止の3つの基本となる「①人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空ける」、「②マスクの着用」、「③手洗い」の徹底を呼びかける。また、マスク着用時にも、こまめに水分補給を行うなど、熱中症対策には十分注意することを呼びかける。
- (2) 県内・県外への移動は、静岡県が定期的に発表する警戒レベル及びそれに応じた「移動に関する行動制限」（※1）に基づく行動を呼びかける。
- (3) 日常生活における基本的生活様式として、「3つの密」①密閉（換気の悪い密閉空間）、②密集（人が密集している）、③密接（近距離での会話や発声が行われる）、感染リスクが高まる「5つの場面」①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わりの回避を呼びかける。
- (4) 自治会や自治会連合会の会議等を開催する場合は、「3つの密」や感染リスクが高まる「5つの場面」を避け、感染防止対策を講じることとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症に関する誤解や偏見などには惑わされず、注意して冷静な対応を呼びかける。

- (6) ワクチン接種については、多くの市民の方がワクチンを接種できる体制を整えるとともに広く市民に接種を呼びかける。

(※1) 静岡県の警戒レベル及びそれに応じた「移動に関する行動制限」は、毎週発表されます。 (県のホームページをご確認ください。)
--

2 イベント等の開催について

イベント等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、静岡県が示すイベント等の開催における感染防止方針に基づき、感染防止対策を講じた上で、参加者名簿の作成、接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）等の活用により適切に開催することとする。

なお、全国的大規模かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。

3 市内の企業・事業所への呼びかけについて

- (1) 市内の企業・事業所へは、厚生労働省や静岡県が発信する情報等を適切に提供する。
- (2) 従業員同士の距離確保、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすテレビ会議の活用のほか、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みなど、働き方の新しいスタイルの推進を呼びかける。
- (3) 市内の事業所や店舗などには、「3つの密」や感染リスクが高まる「5つの場面」等を避ける行動を促す。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう呼びかける。
- (4) 市内の事業所や店舗に関して、関係団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を実践するよう呼びかける。

4 市内小学校、中学校、保育所、幼稚園等の対応について

(1) 小中学校について

児童生徒・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で教育活動を行う。

(2) 放課後児童クラブについて

児童・支援員等の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上でクラブ活動を行う。

(3) 幼稚園・保育所及び認定こども園について

ア 児童・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で保育活動を行う。

イ 民間の幼稚園・保育園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(4) 子育て支援センター、笠原児童館について

児童・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で開館する。

(5) 育ちの森について

児童生徒・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で支援を行う。

(6) 図書館、月見の里学遊館、メロープラザ、郷土資料館、近藤記念館、歴史文化館及び澤野医院記念館について

「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で開館する。

5 市内公共施設の利用について

(1) コミュニティセンターについて

コミュニティセンターは、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(2) 老人福祉センター（笠原老人福祉センター・白雲荘）について

老人福祉センターは、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(3) 市内体育施設等について

さわやかアリーナ、風見の丘等の屋内体育施設は、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(4) 市内公園の利用について

公園の利用については、空いた場所及び時間を選ぶなど利用者が感染防止対策を講じた上で、利用するものとする。

6 この基本方針は、今後の発生状況や国、県の動向により、その都度、改定する。

基本方針（改定履歴）

令和2年2月21日作成

令和2年2月28日改定

令和2年3月10日改定

令和2年3月16日改定

令和2年3月23日改定

令和2年4月 8日改定

令和2年4月17日改定

令和2年4月23日改定

令和2年5月 1日改定

令和2年5月 5日改定

令和2年5月15日改定

令和2年5月29日改定

令和2年6月19日改定

令和2年7月28日改定

令和3年4月27日改定